

# ecbeing レcommendサービス 利用約款

この「ecbeing レcommendサービス 利用約款」（以下「利用約款」といいます）は、株式会社 ecbeing（以下「乙」といいます）が提供するサービスである「ecbeing レcommendサービス」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定め、乙と契約する法人または個人（以下「甲」といいます）が本サービスの利用に際して遵守し、甲乙間に適用されるものです。

## 第1条（利用約款の適用）

1. 甲が本サービスの利用を希望する場合、甲は乙が提示した見積書に対して、乙が指定する形式の注文書を提出するものとし、当該注文書の提出をもって本サービスの利用契約（以下「個別契約」といいます）が成立すると共に、甲は利用約款に同意したものとみなします。
2. 乙は、利用約款および個別契約に基づき本サービスを甲に提供し、甲は、利用約款および個別契約に定める条件に従い本サービスを利用するものとします。
3. 利用約款と個別契約の規定の間に齟齬が生じた場合は、個別契約の規定が利用約款に優先して適用されるものとします。

## 第2条（通知）

1. 乙から甲への通知は、電子メールの送信、書面または当社のホームページに掲載するなど、乙が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、乙から甲への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、甲に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。
3. 甲は、その商号もしくは名称、本店所在地もしくは住所、連絡先その他甲にかかわる事項に変更があるときは、乙の定める方法により変更予定日の14日前までに乙に通知するものとします。
4. 乙は、甲が前項に従った通知を怠ったことにより、乙から甲への通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

## 第3条（利用約款の変更）

1. 乙は、本約款を変更しようとする場合、乙のウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ甲に対して本約款を変更する旨および変更後の約款の内容ならびに約款変更の効力発生日を告知します。

2. 前項に基づき本約款の変更を告知した日から約款変更の効力発生日までに甲からの異議の申し出がない場合、甲は当該変更に同意したものとみなし、以後、甲乙間において、変更後の約款の効力が生じるものとします。

#### 第4条（個別契約の締結等）

乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、個別契約の締結を拒否することができるものとし、個別契約成立後も乙の判断で個別契約を解約できるものとします。なお、本条に基づき乙が個別契約の締結を拒否した場合、または個別契約を解約した場合に、乙は甲に対する一切の責任を負わないものとします。

- ① 甲乙間で締結の他の契約等に甲が違反したことを理由に契約等を解除されたことがあるとき
- ② 金銭債務その他甲が乙に負担する債務の履行を怠るおそれがあるとき
- ③ その他乙が前各号に準じ不相当と判断したとき

#### 第5条（本サービスの内容）

本サービスは、導入対象のECサイトにおいてレコメンド商品を掲載することを目的としたサービスであり、複数のプランおよび付随するオプションサービスから構成されます。各プランおよびオプションサービスに関する機能等の内容ならびに料金等の条件は、乙が別途定めるものとします。甲は個別契約で定めたプランおよびオプションサービスを利用することができます。

#### 第6条（提供料金）

本サービスの提供料金（初期費用および月額料金等）、提供料金の請求ならびに支払方法については、個別契約で定めるものとします。

#### 第7条（施設）

1. 乙は、運用環境を設置する施設を提供する事業者（以下「通信センター」という）と乙または乙のグループ会社との間における契約および周辺サービスを提供する事業者（以下「周辺サービス事業者」という）との契約（以下、併せて「通信センター等との契約」という）に基づき、インターネット接続設備、機器収容ラック、電源設備、空調設備、構内防犯施設等および本サービスの提供に必要な機器の全部または一部の提供を受け、本サービスを提供します。
2. 通信センター等との契約のいずれか一つの終了等により、通信センターまたは周辺サービス事業者において本サービスの提供を継続することが困難となる事由が生じることが判明した場合、乙は甲に対し、速やかにその事実を通知し、その後の対応について甲および乙協議の上、決定します。

#### 第8条（サービスの停止・中断）

1. 乙は、本サービスのバージョンアップおよび本サービス提供のためのシステムのメンテナンスを実施する必要があると判断した場合、甲に事前通知することなく本サービスを停止・中断できるものとします。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に事前に通知することなく本サービスを停止・中断できるものとします。
  - ①運用環境のハードウェアおよびソフトウェアの障害等により、システムのメンテナンスを実施する場合
  - ②通信センターの施設自体の障害により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - ③天災、地変、動乱、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - ④Microsoft Azure 等、他社運営のサービス(以下「Azure 等」といいます)の停止・中断等により、本サービスの提供ができなくなった場合
  - ⑤その他、運用上あるいは技術上、乙が緊急に本サービスの停止・中断が必要と判断した場合
3. 乙は、本サービスの実施およびこれに必要な手続等において、甲が適用されうるすべての法令等を遵守せず、その改善が見込めないと合理的に判断される場合は、本サービスを停止・中断できるものとします。

#### 第9条（乙の免責および無保証）

1. 電気通信事業法にもとづき、通信事業者各社等が、公共の利益のため非常時における緊急を要する重要通信を優先させるため、本サービスの利用を制限した場合、乙はこれにつき一切の責任を負わないものとします。
2. 乙は、次の各号に該当する事由が発生したことにより生じた甲の一切の損害についてその責を免れるものとします。
  - ①ソフトウェア、ハードウェアもしくは Azure 等の各サービス等の瑕疵、動作不良または障害、仕様変更等により中断または運用停止が生じたとき
  - ②機器の故障・障害対応により中断または運用停止が発生したとき
  - ③第7条に定めるサービスの停止・中断が発生したとき
  - ④甲が指定した接続元 IP アドレスからの接続を許可したことに派生して中断または運用停止が発生したとき
  - ⑤ドメインの有効期限の満了や DNS サーバーによる障害で URL による閲覧ができない等、ドメインや DNS サーバーに起因して中断または運用停止が発生したとき
  - ⑥甲が乙に通知すべき事項について、甲が通知を怠ったまたは遅延したとき
  - ⑦一時的な利用増にともなうパフォーマンスの劣化等、予見可能性の有無に関わらず乙がコントロール出来ない事由により中断または運用停止が発生したとき

3. 本サービスの利用により、甲が第三者からのクレームその他の請求・申入れを受けた場合、甲は自己の責任と費用負担をもって解決するものとし、乙は当該請求・申入れに関し、可能な範囲で甲に協力するものとし、一切の責任と費用負担を負わないものとします。
4. 本サービスは、乙がその提供時において保有する状態で提供するものであり、乙は、本サービスのエラーやバグ、論理的誤り、不具合、中断その他の不具合がないこと、甲が予定している目的への適合性および有用性、セキュリティ、権限ならびに非侵害性、本サービスの利用による結果の発生または不発生について一切保証しないものとします。また、乙は、本サービスの利用に起因して甲または第三者に生じる損害等の不利益について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 10 条（禁止事項）

1. 甲は、本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為を行わないものとします。
  - ①公序良俗に反する行為
  - ②犯罪行為および犯罪行為を惹起するおそれがある行為
  - ③他の契約者または第三者もしくは乙の著作権等の知的財産権、財産権、プライバシー権、肖像権その他の権利等を侵害する行為
  - ④他の契約者または第三者もしくは乙への誹謗中傷その他不利益を与える行為
  - ⑤特定商取引法、割賦販売法、景品表示法、その他の法令、条例に抵触する行為
  - ⑥本サービスの運営に支障をきたす行為、またはそのおそれがある行為
  - ⑦本サービスのタグ等の動作を阻害する行為、本サービスに不利益を与える行為、その他本サービスに対して影響を及ぼすおそれのある一切の行為（タグ等の変更、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、動作を阻害する装置の使用、技術をコピーするための行為等を含みます）
  - ⑧その他乙が指定した条件に違反する行為
2. 乙は、甲が前項の各号のいずれかに該当すると判断する場合、相当期間を定め催告を行い、甲に改善を要求することができるものとします。
3. 乙は、甲が当該期間内に是正しない場合、本サービスの提供を停止できるものとします。

#### 第 11 条（ID およびパスワードの管理）

1. 甲は、本サービスを利用するための ID およびパスワード（以下「本件 ID 等」という）の使用ならびに管理について一切の責任を負うものとします。
2. 甲は、第三者に本件 ID 等を開示し、または本サービスを利用させてはならないものとします。
3. 第三者に対する本件 ID 等の開示または第三者による本サービスの利用に起因して甲に損害が発生した場合、乙は一切の責任を負いません。

#### 第 12 条 (利用環境の制限)

1. 本サービスは、乙が定める動作環境においてのみ動作を保証します。
2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、甲に通知することなく利用環境を制限する場合があります。
  - ①アクセスの過多等により運用環境の負荷が高まり、サービスの安定提供に支障をきたすと乙が判断した場合
  - ②第三者からの攻撃等、セキュリティ上の懸念を乙が判断した場合

#### 第 13 条 (利用情報の利用)

乙は、甲が本サービスを利用したことに伴い、乙に蓄積される情報を、本サービスの向上および乙が提供する他のサービスへの利用等、乙の事業の範囲内で利用する限りにおいて利用することができます。

#### 第 14 条 (知的財産権、情報に関する権利等)

1. 本サービスで提供され、または本サービスを構成もしくは関連するすべてのプログラム、ソフトウェア、操作マニュアル・技術ドキュメント等、商標・ロゴおよび著作物、著作権、営業秘密、その他一切の知的財産権（以下「知的財産権等」といいます）は、乙に帰属します。なお、乙が本サービスに第三者の知的財産権等を使用している場合は、当該第三者（以下「提供元」といいます）に権利が帰属します。乙は、別途乙が定めた場合を除き、甲および第三者に対し、本サービスの利用以外の目的で知的財産権等の使用を許諾するものではなく、知的財産権等についての何らかの権利または権限を付与するものではありません。
2. 甲は、本サービスに関連して、乙または提供元が提供する知的財産権等を利用する場合、本サービスの利用以外の目的で利用してはならず、乙または提供元が定める動作環境その他の利用環境の制限および使用許諾条件等の指定条件を遵守するものとします。

#### 第 15 条 (機密の保持)

1. 甲および乙は、利用約款または個別契約の履行に関して知り得た相互の販売上、技術上またはその他業務上の情報のうち相手方が機密である旨を明示したもの（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示・漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報から除くものとします。
  - ①相手方から開示、提供を受けた情報が、既に公知の場合
  - ②相手方から開示、提供を受けた情報が、自己の責によらず公知となった場合
  - ③相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合
  - ④相手方から開示、提供を受ける以前から自ら保有していた場合
  - ⑤正当な権限を有する第三者により機密保持義務を負わずに入手した場合

⑥相手方から開示、提供を受けた情報と無関係に開発、創作した場合

2. 本条の規定は、甲による本サービスの利用終了後、なお3年間有効に存続するものとします。

#### 第16条（解約）

1. 甲は、個別契約期間の満了による場合を除き、個別契約を解約する場合、解約希望月の2ヶ月前までに、書面またはメールにより乙に通知するものとし、かつ、個別契約期間満了月までの月額料金の合計額および消費税を乙指定の期日および方法に従い、乙に支払うものとし、
2. 前項における月額料金が確定できない場合、直近3ヶ月分の月額料金の平均を、その費用も確定できない場合は個別契約に定める最低月額料金を、月額料金とみなします。
3. 乙は、個別契約期間の満了による場合を除き、個別契約を解約する場合、解約希望月の2ヶ月前までに甲に対し書面またはメールで通知することにより、いつでも、個別契約を解約することができます。

#### 第17条（契約の解除）

甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は個別契約を催告なしに解除できるものとし、解除の有無に拘わらず、甲は損害賠償責任を負うものとし、

- ①利用約款のいずれかの条項に違反した場合
- ②差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生手続、会社更生手続の開始、破産手続開始もしくは競売の申し立てをしたとき
- ③自ら振出しもしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受けるなど、支払い停止状態に至ったとき
- ④営業廃止もしくは解散の決議をしたまたは事業の重要な全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- ⑤関係官庁から事業の許可取消又は停止処分を受けたとき
- ⑥資金提供を行うこと等を通じて反社会勢力等の維持または運営に協力もしくは関与したとき
- ⑦本サービスの提供を継続しがたい重大な事由が発生したとき
- ⑧その他前各号に準じるような重大な事由が発生したとき

#### 第18条（損害賠償）

乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、甲に対し、法的根拠その他の名目の如何を問わず、帰責事由の原因となった個別契約に基づき乙が受領した月額料金の1ヶ月分を上限として、損害賠償責任を負うものとし、乙が責任を負う損害は、直接の結果として甲が現実に被った通常損害に限るものとし、事由の如何を問わず、期待利益等の間接損害、営業損害、機会損失その他の特別損害を含まないものとし、

#### 第 19 条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、利用約款および個別契約に関連して発生する一切の乙に対する権利ならびに義務を第三者に譲渡し、または担保の目的に供しもしくは承継させてはならないものとします。

#### 第 20 条（有効期間）

1. 個別契約の有効期間は、最低利用期間を 1 年間とし、個別契約で定めた期間とします。  
個別契約に期間の定めがない場合は、個別契約の成立した日が属する月を開始月とする 1 年間とします。
2. 個別契約期間満了月の 2 ヶ月前までに、甲乙いずれかより相手方に対し、書面またはメールによる契約終了の旨の通知がない場合、個別契約はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後期間満了の都度同様とします。
3. 前項に拘わらず、乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙の定めた時期で個別契約を終了させることができます。
  - ①乙が本サービスを廃止する場合
  - ②Azure 等に起因する事由により本サービスの提供ができない場合
  - ③その他、本サービスの提供を維持するのが困難と乙が判断した場合

#### 第 21 条（合意管轄および準拠法）

1. 利用約款および個別契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 利用約款および個別契約に関する準拠法は、日本法とします。

#### 第 22 条（協議）

利用約款および個別契約に定めがない事項および疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとします。

以上

2022 年 4 月 7 日 発効